

8-2 課税状況

(1) 課税状況

区 分	課 税					
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円
清 酒	34,708	4,228,198	-	-	34,708	4,228,198
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×
しょうちゅう	甲 類	×	×	×	×	×
	乙 類	×	×	×	×	×
計	5,415	1,318,039	-	-	5,415	1,318,038
み り ん	4,819	104,442	-	-	4,819	104,442
ビ ー ル	118,702	26,325,429	-	-	118,702	26,325,429
果 実 酒 類	果 実 酒	×	×	×	×	×
	甘味果実酒	×	×	×	×	×
計	9,128	655,783	100	4,660	9,228	660,443
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×
	ブランデー	×	×	×	×	×
計	×	×	×	×	×	×
スピリッツ類	スピリッツ	×	×	×	×	×
	原料用アルコール	×	×	×	×	×
計	×	×	×	×	×	×
リ キ ュ ー ル 類	2,022	264,849	68,119	5,408,146	70,141	5,672,995
雑 酒	発 泡 酒	×	×	×	×	×
	粉 末 酒	×	×	×	×	×
	その他の雑酒	×	×	×	×	×
	計	132,368	17,769,508	1,910	132,046	134,278
合 計	311,322	51,549,392	72,314	5,718,419	383,636	57,267,810

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平成 12 年 度	50,974	3,856	194,832	8,090	116,301	374,058
13	46,482	4,590	173,319	9,887	128,350	362,627
14	42,884	4,449	146,171	10,503	221,013	425,019
15	38,788	4,872	128,015	9,947	239,110	420,729
16	33,933	5,374	117,933	9,162	208,959	375,361

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控 除				課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸 出 免 税
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
k1	千円	k1	千円	k1	千円	k1	k1
776	92,800	0	1	33,933	4,135,397	10,861	201
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
42	6,970	-	-	5,374	1,311,068	174	11
7	157	-	-	4,812	104,285	3,290	65
769	170,443	0	88	117,933	26,154,898	10,369	110
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
66	4,586	-	-	9,162	655,858	115	1
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
5,662	456,033	-	-	64,478	5,216,962	36,982	11
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
777	104,135	0	39	133,501	17,797,379	36,669	4
8,274	849,536	0	128	375,361	56,418,146	142,498	475

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 12 年 度	6,272,420	912,407	43,252,671	494,380	12,672,839	63,604,715
13	5,718,155	1,128,122	38,476,775	588,056	13,741,088	59,652,197
14	5,262,174	1,076,301	32,450,479	607,009	21,715,868	61,111,830
15	4,747,845	1,179,447	28,391,025	697,715	26,414,800	61,430,835
16	4,135,397	1,311,068	26,154,898	655,858	24,160,925	56,418,146

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。